

EDOGAWA FUTSAL ACADEMY

水辺のスポーツガーデン スクール規約

- (第1条：名称) 本スクールの名称は「EDOGAWA FUTSAL ACADEMY」とし、
(以下本スクール) 水辺のスポーツガーデン 指定管理者(株)オーエンスおよび江戸川区
フットサル協会 EDOGAWA FUTSAL ACADEMYが
管理運営を行うものとする。
- (第2条：所在) 運営事務所は、
〒133-0063 東京都江戸川区東篠崎 2-3 番先「江戸川区水辺のスポーツガーデン」
管理事務所（指定管理者 (株)オーエンス）に置く。
- (第3条：目的) 本スクールはフットサルの普及を目的とし、スクール会員が心身の育成、健康維持を図り、
地域会社のスポーツ振興に寄与しフットサルを通じて基本的な社会道徳を学び、
会員相互の親睦並びにフットサルライフの充実を図ることを目的とする。
また、老若男女に関わらず生涯フットサルを愛する選手、指導者の育成も目的とする。
江戸川区から日本を代表するフットサル、サッカープレイヤーを育てていく。
- (第4条：受講資格) 本スクールを受講するものは、次の要件を備えてなければならない。
i) 本スクールの主旨に賛同するものであること。
ii) 本スクールの規約を厳守する事。
- (第5条：受講手続) 本スクールに受講を希望するものは、所定の手続きに基づき水辺のスポーツガーデン
管理事務所に申し込みを行う。また、受講申込みは随時受け付けるものとする。
- (第6条：受講費用) 受講費用は次のものをいう。
i) 登録費用…申込時に支払うものとする
ii) 更新費用…年度の更新時（4月）に支払うものとする
iii) 参加費 …毎月支払うものとする
IV) 休会費 …休会した期間支払うものとする
- (第7条：費用の納入) 受講費用の納入は次の通りとする。
初期費用・初月参加費は申込時に書類と一緒に水辺のスポーツガーデン管理事務所に
提出する。毎月の参加費に関しては、月末に会費袋をお渡しし、次回（月初め初回教室時）
に月参加費を入れて管理事務所に提出する。
- (第8条：費用の不返納) 一旦納入した受講費用は理由の如何に関わらず返金しない。
但し、受講不許可の場合を除く。

EDOGAWA FUTSAL ACADEMY

水辺のスポーツガーデン スクール規約

- (第 9 条：費用の滞納) 受講生保護者が事前に承認を取る場合を除いて受講費用の支払いを怠った時、本スクールは指導を停止し、または退会させる事が出来る。
- (第 10 条：練習日程) 練習はスクール概要に基づき、毎月発行の予定表に従い行う。止むを得ない理由が発生した場合は定められた指導日、時間、場所を変更する場合がある。
雨でも原則開催する。ただし、雷、悪天候により練習が中止になる場合がある。
その場合練習の有・無は練習開催時間の 1 時間 30 分前までに決定する。
原則として祝日・スクール開催施設の休館日には休みとする。
- (第 11 条：指導内容) 本スクールは各レベルに合わせて指導要項及び細目を定めるものとし
それに基づく個別の具体的練習方法はコーチが担当する。
- (第 12 条：事故対処) スクール活動中及び往復の事故に対してはスポーツ安全保険の範囲内での対処とする。
また、スクール活動中の事故に対する指導者への賠償責任、傷害を与えたとき
及びその他の物損に対する賠償責任についてもスポーツ安全保険の範囲内での対処とする。
- (第 13 条：休会退会) 休会及び退会をする会員は、前月の 15 日までに、所定の用紙に必要事項を記入の上、水辺のスポーツガーデン管理事務所に提出しなければならない。
- (第 14 条：受講停止) 受講生は次の事項に該当する場合、本スクールはその受講を停止することが出来る。
i) 本スクールの規約及び諸規則に違反した者
ii) 本スクールの名誉を傷つけ、秩序を乱し、本スクールとしてふさわしくない行為をした場合
iii) その他本スクールが受講生としてふさわしくないと認めた場合
- (第 15 条：規約の改正) 本規約は、随時改正することができる。
- (第 16 条：施 工) 本規約は、平成 22 年 4 月 1 日より施工する。

〒134-0085 東京都江戸川区南葛西 3-20-17
EDOGAWA FUTSAL ACADEMY 事務局
TEL/FAX : 03-3804-4165
MAIL : info@edogawa-futsal-academy.com

〒133-0063 東京都江戸川区東篠崎 2-3 番先
江戸川区水辺のスポーツガーデン 管理事務所
TEL : 03-5636-6550
指定管理者 ㈱オーエンス